

ある。

同 (13) は、訴えが取り下げられているが、一応、事情を述べておく。同年2月1日、手数料110円を差し引いた7890円を宛ですでに返還処理済みである。

同 (14) は、募金箱なので確認不可能である。

同 (15) は、物資のため確認不可能である上、返還対象外である。仮に誰かに手渡されていたとしても、すでに費消済みと思われる。

同 (16) は、物資であるため上記と同様である。しかも、すでに費消済みと思われる。なお、同原告は、ペットフード会社が被告に支援で送ってくれたペットフードを安く買い取りたいと申し出たものの、支援物資なので売れないと被告側が断ったという経緯がある。また、ペットフード会社が物資を寄付した後、同原告が同社の委任状を添付して返却を依頼してきたので、同原告に物資を返却したことがある。本件の返還請求との関係は不明である。

同 (17) は、入金を確認しているが、上記期限内の返還請求がなかったため、返金していない。

同 (18) の支援金10万円を被告側で受け取った事実はあるが、田の団体から代理で預かってきたと聞いており、同原告による募金ではない。それ以外の請求は、すべて意味不明であるし、そもそも請求原因とも合致しない。ボランティア活動を有償労働とはき違えた、過った請求というほかない。なお、同原告については、DPでの活動に多大な支障を来したため、途中から出入り禁止にしたという事情がある。

同 (19) は、同年1月18日に、手数料110円を差し引いた1万9890円をすでに返金済みである。

以上